

平成 21 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

【平成21年3月31日 文部科学大臣へ届出】

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

- ① 大学教育センターにおいて、平成18年度に導入した新カリキュラム「全学教育科目」が、専門分野と有機的連関が保たれているか検証し、改善点を明らかにする。
- ② 大学教育センター企画・マネジメント部門と学部との連携を強化しつつ、各学部固有のフィールドワーク及び技術者養成等に関連する教育施策を行う。
- ③ 現代G P 「技術者の実践対応力育成カリキュラムの開発」等のプロジェクトを進めるとともに、多様な実体験型教育を展開する。
- ④ 企業家講師による授業等、企業や社会の現代的ニーズに対応した科目や高度な専門知識を習得できる科目を開講する。
- ⑤ カリキュラムの改善、卒業研究指導の充実等により、大学院へ進学し、高度専門職業人及び研究者となる人材を養成する。
- ⑥ G P A制度の全学導入を図るとともに、平成19年度に実施した教育目的の習得度等に関する卒業生、企業等へのアンケート・ヒアリング調査の結果を検証し、評価の仕組みの改善を図る。
- ⑦ 平成20年度に実施した自己評価・外部評価の結果を検証し、教育内容・方法の改善等を検討する。

<大学院課程>

- ⑧ カリキュラムを充実させるほか、実務経験者等による指導や、インターンシップ等による現場経験を通じて、高度な専門的知識を習得させる。
- ⑨ 英語による授業の導入促進や、国際学会・シンポジウム等への学生の参加を、国際交流センターにおいて引き続き積極的に支援する。
- ⑩ 平成19年度に実施した教育目的の習得度等に関する修了生、企業等へのアンケート・ヒアリング調査の結果を検証し、評価の仕組みの改善等を検討する。

(2) 入学者受け入れに関する目標を達成するための措置

- ① 各学部、研究科等の新たに策定したアドミッション・ポリシーにふさわしい平成23年度入試方法を策定する。
- ② 全学入試センターを中心に、県内外の高校長協会及び教員等を対象とした説明会や進学相談会を充実させる等、優れた受験生を多数確保するための対策を講ずる。
- ③ 入試制度の多様化、入学機会の拡充及び長期在学制度の活用等により、社会人等を含む多様な学生を受け入れる。また、アジアの留学生を対象に渡日前選抜試験を実施する。
- ④ 平成24年度以降に予定されている全国的入試改革に備え、各学部等において、選抜方法の具体的方針を検討する。

(3) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

教育課程の編成

- ① 全学教育科目の年間履修科目のG P A制度導入を踏まえたキャップ制の在り方について検討する。
- ② 高校教育との連携を考慮したカリキュラムを実施するとともに、高校教育を補完する理数系科目を充実させ、継続的に開講する。
- ③ 卒業後の進路をふまえた教育プログラムを導入し、インターンシップ科目の成果の検証を行う。
- ④ 各学部の教育目標に即して、学部4年で卒業する者、修士課程まで進学する者の双方を考えた学部・修士課程における総合的カリキュラムを策定する。
- ⑤ 国際的通用性・共通性を有するカリキュラム編成に努めるとともに、既に導入しているJ A B E Eに基づく教育効果の検証・改善を行う。
- ⑥ 学生の関心と学習目標に応じて、他学部の授業を履修できるよう、適切な情報の提供等を

行う。学士課程教育の質を確保しつつ、平成20年度にまとめた、転学部・転学科制度の改善策に基づく柔軟な制度を試行する。

- ⑦ 平成21年度教育研究特別経費により、静岡の文化、環境保全や地域活性化等をテーマにしたフィールドワーク教育等、地域特性を活かした教育を充実させる。
- ⑧ 理系学部、学科の学生の基礎学力を向上させるために、学部横断的に展開している基礎教育科目の成果を検証する。
- ⑨ 県内の公私立大学等と連携した共同授業・連携講義等を推進する。

授業形態、学習指導法

- ⑩ シラバスに、予復習に関する具体的事項を明記する。
- ⑪ 文系におけるディスカッションや工学系のものづくり教育等、学生参加型授業を積極的に推進し、その割合を増やす。
- ⑫ 教育G Pの支援を受けて実施した、e-ラーニングを組み合わせた授業等の研究成果により、様々なメディアを活用した授業の在り方について、全教員に普及させる。
- ⑬ 実習・フィールドワークなど体験的授業の量・質両面の充実を図る。
- ⑭ 少人数教育等、個々の学生に対するきめこまかな指導体制を確立する。

適切な成績評価

- ⑮ 大学教育センターが中心となって、厳正な成績評価を実施するために、これまでに行ってきた成績評価にかかる課題等の共有化を図る。
- ⑯ 全学教育科目において、G P A制度を導入するとともに、専門科目への適用を促進する。

<大学院課程>

- ⑰ 修士課程において、他大学出身者や社会人入学者向けの大学院導入科目を充実させる等、それぞれのニーズに応じたカリキュラムを展開する。
- ⑱ 創造科学技術大学院において、社会の変動に対応できる幅広い専門知識を身につけさせる新たな教育計画に基づいたカリキュラムを実施するとともに、引き続き長期的視野に立った教育カリキュラムの検討を進める。
- ⑲ シラバスに、授業内容、成績評価方法等を明記する。

(4) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等

- ① 全学的見地に立った特任教員を含む教職員の戦略的配置を行う。
- ② 任期制の実施や助教制度の活用等により、各部局における教員の柔軟な配置を図る。
- ③ 受講者の多い実験・演習科目においては、原則としてティーチング・アシスタントを付けるなど教育活動を支援するための体制を整備する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備

- ④ 大学教育センターにおいて、F D資料室の資料及びメディア教材を点検・整備し、教材等の活用の促進を図る。
- ⑤ 図書目録情報データの遡及登録を充実させ、学習用図書等資料類を効果的に活用できるように整備を進める。
- ⑥ 情報リテラシー教育やe-ラーニングのため、新たに設置したウェブ放送局スタジオを活用するとともに、施設設備の改善を図る。
- ⑦ シラバスのウェブ検索にかかる学務情報システムの操作性等について、検証・改善を行う。
- ⑧ 新たに導入した学務情報システムによる、様々な情報提供を行うとともに、メニュー拡大について、可能なものから実行する。

部局を越えた協力体制の確立

- ⑨ 大学教育センターにおいて、全学開放科目の履修状況を点検するとともに、学生のニーズに応じた科目の設定を見直し、学部・学科の壁を越えた授業科目の履修の幅を広げる。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応

- ① 学生に配慮した既設のオフィスアワーや授業メール、学生の履修状況等に関するチェックリストによる相談等、修学上の諸問題についての相談・指導・連絡体制をさらに改善する。
- ② 自主的学習を支援する環境（施設・設備等）の一層の充実を図る。
- ③ 学業成績優秀者や、課外活動において顕著な成果を挙げた者等に対し、表彰制度を積極的に運用し、奨学金や活動費の助成を行う等、モチベーションの昂揚を図る。
- ④ 学生モニター制度やオピニオンボックス等を活用して、学生のニーズを把握する。

生活相談・就職支援等

- ⑤ 生活面、修学面等に関する学生相談に関連する組織の整備及び連携強化を図る。
- ⑥ 就職支援スタッフを中心に学生のニーズを把握するとともに、就職指導や就職情報の効率的な管理・提供等を行う。
- ⑦ キャリア・アドバイザーを活用する等して、就職指導体制の充実を図る。
- ⑧ インターンシップ等の充実、同窓会との協力等により就職支援及び就職先の開拓に努める。

経済援助制度の整備

- ⑨ 授業料減免の「再チャレンジ枠」による社会人学生への適用、企業等の支援による奨学金受給をすすめるとともに、新たな授業料減免制度を構築する。
- ⑩ 専用のホームページにより、各種奨励奨学金情報の入手や申請手続きの利便性向上を図る。

社会人学生に対する配慮

- ⑪ 社会人学生に対して、懇談会や自主的学生組織からの意見を聴取し、社会人学生に配慮した体制整備を行う。
- ⑫ 静岡市産学交流センターや、アクトシティ浜松研修交流センター等を活用した講座等の開講を促進する。

留学生に対する配慮

- ⑬ 指導教員、授業担当教員、留学生担当教員、チュータ等と国際交流センターとの連携協力による、入学から修了までの教育指導・支援体制を充実強化する。
- ⑭ 留学生に対する日本語教育・日本事情教育の授業内容の検証をもとにカリキュラムを充実・改善する。
- ⑮ 国際交流センターにおいて、留学生等に対するサービスに関する具体的な情報を、ホームページを通じて発信する。
- ⑯ 国際交流センターにおいて、国内外における留学生の事故・事件に対処するための連絡網を構築し、危機管理マニュアルを策定する。

正課外活動に対する支援

- ⑰ 全学的な正課外教育のコーディネート、個々のサークル活動への支援、施設の開放など学生助育体制を充実する。
- ⑱ 静岡・浜松両キャンパスの学生サークル交流の支援、留学生と日本人学生との交流など、多様な交流を推進する。
- ⑲ 学生ボランティア活動に対する支援を充実する。

(6) 教育活動の評価及びその改善のための措置

- ① 学生による授業評価の結果を、担当教員にフィードバックするとともに、教員側の回答を含め、学生に向けて公開する。また、授業評価の方法や授業改善への学生参加を促進する。
- ② 学部・研究科等の各部局は、平成20年度に実施した卒業生や外部メンバーによる外部評価の結果を基に作成した改善計画書に基づき、教育等の改善を進める。
- ③ 『教師必携』の内容を検証・改訂し、教育内容の改善に役立たせる。
- ④ 教員相互の授業公開を積極的に進め、日常的に授業改善を行うとともに、その成果をFD委員会で検証する。
- ⑤ 学生等が自発的にFD活動に参画できる機会を設け、対等平等なコミュニケーションを通じて、教育活動の改善に向け、FD活動を活性化させる。
- ⑥ 大学教育センターにおいて、教育実践に結びつくような新任教員研修及び中間研修を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の成果に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ① 学術と文化を支える基礎的研究の上に立ち、国際的な研究、地域に根ざした研究、産業界や地方自治体等公的機関と連携した研究を推進する。特に以下の領域に重点的に取り組む。
 - －光・電子・情報分野、特にナノビジョンサイエンス領域における先端的研究
 - －生命・環境科学に関する分野横断的な研究
 - －アジアにおける自然と社会・文化に関する研究
 - －地域に密着した課題を発掘し、その解決を目指す研究
- ② 創造科学技術研究部を中心として、新しい研究領域を発展させる。

研究成果の社会への還元

- ③ イノベーション共同研究センターを窓口にも、地域と社会の要請に応え、研究成果、分野別技術シーズ等の学術情報の公表を充実させる。
- ④ 知的財産本部を中心に、大学コンソーシアムによる国際知財連携及び地域の自治体や国公立大学と連携し、技術移転の促進を図る。
- ⑤ 浜松、静岡各地域の産学官連携組織との連携により、新産業の萌芽・育成研究とベンチャー起業を目指した研究をそれぞれ推進する。
- ⑥ 行政機関、社会諸団体等の要請に応える講座や講演会、各種審議会、各種相談窓口等を通じた、専門的知識の提供を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置

- ① 部局横断的な研究プロジェクト、部局内の分野横断的な研究プロジェクトの推進を図り、その取組みを支援する。
- ② 客員教授及び寄付講座等の制度を積極的に利用し、学外研究者との協力により研究の活性化を図る。
- ③ 教員特別研修制度による派遣を引き続き実施する。
- ④ 技術職員の資質向上を図るとともに、研究支援体制を整備する。
- ⑤ プロジェクト研究にリサーチ・アシスタントの活用を継続する。

研究資金の配分

- ⑥ 大学として取り組むべきプロジェクト研究に、優先的に研究資金を配分する。
- ⑦ 萌芽的な研究や若手研究者への支援を強化する。

研究設備等の活用・整備

- ⑧ 総合研究棟、イノベーション共同研究センター等の研究スペースの有効活用及び研究設備の共同利用を推進する。
- ⑨ 全学的なマネジメントによる施設の有効活用、及び改築又は補修を行う。
- ⑩ 新しい情報基盤を強化し、情報のセキュリティを確保するとともに、性能のよいネットワーク環境の整備を継続する。
- ⑪ より高度な数値計算に必要な性能を有する計算環境を保持するため、他大学等と連携する。
- ⑫ 図書館建物及び設備の整備により、効率的な情報提供を可能とする研究環境を検討する。
- ⑬ 研究文献及び電子資料類の系統的整備を行う。
- ⑭ 競争的資金の獲得等により大型研究装置を導入し共同利用する。

知的財産の管理及び活用

- ⑮ 知的財産実施体制の効率的運用を図る。
- ⑯ 基盤的かつ有用な特許取得及び活用を図る。
- ⑰ 技術移転促進のため、学内外における産学官交流・協働の場（技術交流会、展示会、相談会等）を充実させ、活用する。

共同研究の推進

- ⑱ イノベーションにつながる、国、自治体、研究機関とのプロジェクト研究や、社会のニーズに

基づく共同研究を推進する。イノベーション共同研究センターにおいては、さらなる共同研究、プロジェクト研究の増加を目指す。

- ⑱ 学部等と学内共同研究施設との連携によるプロジェクト研究、分野、学部横断的なグループ研究の推進を図る。
- ⑳ リサーチ・アシスタント配置などにより、研究活動を支援する体制を継続する。

(3) 研究活動の評価及びその改善のための措置

- ① 研究活動に関し、個人及び組織を対象に、質的な評価を可能とする仕組み作りに着手する。
- ② 研究の評価結果を、資源配分に反映するシステムを活用する。
- ③ 研究活動の適正管理にかかるコンプライアンス体制を機能させる。

3 社会との連携に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力

- ① 地域連携協働センターの機能を強化し、産学官連携組織との協働化を推進する。
- ② 社会人入学制度、リカレント教育、高度専門職業人教育、生涯学習支援者教育の拡充を図る。
- ③ 小学校・中学校・高校など教育現場の連携ニーズに対応して、大学教員の派遣、教員研修会、生徒の受け入れなどにより教育支援活動を行う。
- ④ 科目等履修生の受け入れ、資格取得講習の開催等を通じて、社会人のブラッシュアップの場を提供する。また、全学的な協力体制の下、教員免許更新講習を実施する。
- ⑤ 地域連携協働センターにおいて、地域住民の知的要求に応えうる公開講座、市民開放授業、講演会、シンポジウム等を積極的に開催する。
- ⑥ 地域連携協働センターを中心に、地方自治体主催の市民講座等の教育サービスと連携し協働する。
- ⑦ 市民相談部門（こころの相談室、法律相談、技術相談等）の活動を推進する。
- ⑧ 外国人居住者との共生に向けた施策など地域的課題に応える。
- ⑨ 大学の活動に関する情報を、広く地域に向けて発信する。
- ⑩ 地方自治体・教育委員会・産業界などとの交流の場を多様化し拡充する。
- ⑪ 大学発ベンチャーへの経営面を含めた支援機能をさらに充実し、優れた創業企業を支援する。
- ⑫ 県内公共図書館間との連携等を強化し、多様な形態による附属図書館の地域公開を進める。
- ⑬ 地域住民による体育施設、農場など諸施設の利用を促進する。
- ⑭ 大学開放事業を拡大・充実させる。

同窓会等との連携強化

- ⑮ 各同窓会と連携し、卒業生による講演会等を開催する。
- ⑯ 同窓会等との定期的な懇談会の開催等を通じて、連携を強化する。
- ⑰ 全学同窓会等と連携してホームカミングデー等を開催し、同窓生に大学の現状を認識し、教職員・学生と交流する機会を設ける。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

諸外国の大学等との交流

- ① 国際交流センターを中心に、学生交流と研究交流を組織的に支援し、大学の戦略的な国際化を総合的に促進する。
- ② 国際交流センターにおいて、留学生のニーズの多様化に対応する教育プログラムの充実、サマースクールの拡大等を図る。
- ③ 国内外における大学説明会に積極的に参加するとともに、国際交流センターのホームページ等を通じて、積極的な情報発信を行う。
- ④ 国際交流センターを中心に、留学生の受け入れや学生の海外派遣を増加させるための施策を進めるとともに、国際交流基金を活用した事業を展開する。
- ⑤ 国際交流協定校の拡大と協定校との協定内容（学生交流、学術交流、共同研究等）の整備・充実を図る。
- ⑥ 国際交流センターにおいて、国際交流に関するデータベースを構築し、運用する。
- ⑦ 教員任用制度等を柔軟に活用し、諸外国の大学等との教育研究上の人的交流を促進する。

教育研究活動に関連した国際協力

- ⑧ 国際交流センターにおいて、開発途上国への教育研究及び技術開発における協力体制を整備し、各事業に取り組むとともに、大学として教職員のJICA国際協力人材登録への登録を奨励する。
- ⑨ 独立行政法人国際協力機構等が主催する国際的教育関係プロジェクト等に協力する。
- ⑩ 地方自治体とも連携し、地域社会の国際化に対応した外国人等への教育支援に取り組む。

5 附属学校園に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力

- ① 教員養成カリキュラム委員会での教育実習の在り方についての根本的な検討を踏まえ、教育実習の一層の充実を図る。
- ② 附属学校園間や附属学校園と大学・学部間の授業担当の交流を推進する。
- ③ 学部生及び大学院生の実践現場での参画活動を伴う授業科目を附属学校園と共同で実施するなど、日常的な連携を強化する。

学校運営の改善

- ④ 附属学校園の在り方に関するWG等における検討を踏まえ、将来計画を策定するとともに、各学校園において学校運営の改善に着手する。
- ⑤ 異校種間、同校種間の連携を一層深めるとともに、「特色ある学校づくり計画書」に基づき、相互交流や合同研修会等を実施する。

地域の拠点校としての役割

- ⑥ 大学・学部及び地域の公立学校園等と連携・共同し、学校現場における今日的な教育課題に対応した研究開発を行う「学校現場型研究プロジェクト」を推進する。
- ⑦ ネットワークや情報機器類の整備を進め、地域の情報拠点機能を強化することにより、e-ラーニングや情報提供等の事業を引き続き実施する。
- ⑧ サテライト教室遠隔教育システム運営委員会での活用方法の検討結果に基づき、研修・講座等を開催する。

施設設備の充実

- ⑨ 施設設備の実態調査により整理した課題に基づき修繕等を行い、施設整備の充実を図る。
- ⑩ サテライト教室を大学院の授業等に活用するとともに、平成20年度にサテライト教室遠隔教育システム運営委員会で検討した事業等を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立

- ① 平成19年度に新たに発足した学長補佐体制の検証に基づき、改善に努める。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等の運営

- ② 部局の政策立案能力と組織運営の機動性・効率化の検証を行い、改善に努める。
- ③ 各教員が教育研究に専念できるようにするために、教授会の所掌事項が精選され、効果的な意思決定と運営が機能しているか検証し、改善に努める。

内部監査機能の充実

- ④ 監査室において、業務の権限と責任の分担をより明確にするとともに、相互の内部チェック機能を強化する。
- ⑤ 業務、会計両面の監査を一元的に行い、内部統制機能を強化するシステムを整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直し

- ① 社会的ニーズや教育研究の進展を踏まえ、役員会及び企画・調整会議等において、教育研究組織の再編成・見直しについて審議を行い、所要の改革に取り組む。
- ② 人文学部及び人文社会科学研究科の組織再編については、社会人教育の在り方、国公立大学連携による共同大学院構想の進展等を踏まえ、受験生ニーズにも応え、社会に分かり易い組織改革の構想案を策定する。

- ③ 創造科学技術大学院の教育部及び研究部についての検証に基づく改善方策を実施する。
- ④ アジアに根ざした自然と社会・文化に関する研究科又は専攻の具体的な構想案を策定する。
- ⑤ 今後の附置研究所の在り方についての検討案を策定する。
- ⑥ 教員養成課程の質的充実と強化のため、教職大学院設置を主な内容とする学部・大学院を改組する。
- ⑦ 理学部生物科学科と地球科学科において、改組計画に沿った特色ある教育研究を進める。
- ⑧ 農学研究科3専攻の設置計画に沿った特色ある教育研究活動を進める。

他大学等との統合・再編

- ⑨ 大学コンソーシアム構想に基づく事業や、浜松医科大学との包括的協力協定に基づく事業を展開するとともに、大学間連携の在り方等について、継続的に協議を行う。
- ⑩ 岐阜大学との農学系連合大学院の連携協力を維持し、教育研究に取り組む。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用

- ① 事務職員・技術職員の評価システムを本格実施するとともに、教職員の人事評価を処遇に反映させるしくみを構築する。

柔軟な人事制度及び多様な教職員構成

- ② 労働時間・雇用形態の弾力的な運用を図る。
- ③ 任期制・公募制の積極的活用により、教員の流動性を高める。
- ④ 男女共同参画推進室が中心となり、数値目標を掲げて女性教職員の採用、管理職への登用を促進する。また、外国人及び障害者の採用・登用を進める。

事務職員等の採用・養成

- ⑤ 事務職員の採用については、東海・北陸地区における競争試験による採用を原則としつつ、専門性の高い職種については、大学独自の柔軟な採用を行う。
- ⑥ 業務に即した知識を深め、具体的な課題に対応しうる判断力・行動力を身につけることができるよう、能力開発プログラムを組み入れた研修を実施する。
- ⑦ 採用時研修等の充実を図るとともに、国内外の民間企業、大学等への派遣研修を推進するとともに、これまでの研修の成果を検証し、研修体制の整備を進める。
- ⑧ 職務内容の特性に応じて、研修の実施や在任期間の長期化により事務職員の専門能力を高める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能、編成の見直し

- ① 引き続き業務の効率化、簡素化を図る。
- ② 引き続き業務情報の一元化に向け、段階的にシンククライアントの導入を図る。
- ③ アウトソーシングした業務について、その効果を検証し、改善に努めるとともに、導入を促進する。

学内情報基盤整備

- ④ 全学の情報基盤を統合的に管理する体制を構築する。学生サービスを重視した情報基盤の整備に努める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部資金の獲得

- ① 部局ごとに平成22年度科学研究費補助金の目標申請率文系60%、理系90%の達成を目指す。また、外部資金獲得部会において、戦略的に外部資金獲得の方策を検討する。
- ② イノベーション共同研究センターを基盤に、各部局との連携を強化し、産学連携、地域貢献を促進し、自己収入を確保する。

- ③ 機器分析センター等を中心として、大学の保有する機器を活用した試験、調査などの受託を積極的に進める。

収入を伴う事業の実施

- ④ 各種講座、市民開放授業の充実を図るとともに、科目等履修生の受入、施設の貸出し等の多様な施策により、社会的ニーズに応えつつ、事業収入を確保する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 人事管理計画の策定等を通じて、概ね1%の人件費を削減する。教員に関しては、人件費の総額管理方式により、柔軟な人員配置に努める。
- ② 光熱水費、通信費、消耗品費などの管理運営経費を、経費節減実施計画に基づいて抑制する。

IV 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 「静岡大学教員データベース」のシステム更新作業を進めるとともに、データの一層の充実に向けた活動を強化する。
- ② 各部局等の自己点検評価及び教員の個人評価にかかるシステムの円滑な運用を目指し、改善を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 教育理念・目標等について、刊行物及びホームページ上で、積極的に公開し、本学教職員及び学生への浸透を図る。
- ② 研究情報及び研究成果等をホームページ上で公開する。また、附属図書館を中心として、学術成果リポジトリの円滑な運用を図る。
- ③ 学内刊行物の集約化を図り、その電子化を進める。
- ④ ホームページのコンテンツ設定やページ構成・内容を改善し、積極的な情報発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備

- ① 教育研究設備の整備充実を図る。
- ② 学生の福利厚生施設の整備充実を図る。
- ③ 校舎等の老朽化改善・再生整備を図る。
- ④ 大規模災害に対する施設設備の安全性能を確認の上、不良な点は速やかに改善する。
- ⑤ 室内環境の把握に努めるとともに外部に有害物質を排出しない施設設備を整備する。
- ⑥ 障害者、高齢者等に配慮した施設の改善を行い、ユニバーサルデザインを導入する。
- ⑦ 教育研究の場にふさわしい屋外環境の整備を行う。

施設等の有効活用及び維持管理

- ⑧ 施設マネジメント委員会において、施設等の適切な共同利用や再配分を積極的に進め、効率的活用を図る。
- ⑨ 施設に関する自己点検評価を徹底するとともに、計画的な建物の維持保全及び管理を行い有効な利活用を図る。
- ⑩ 建物の維持保全及び管理を計画的に実施する。
- ⑪ 年次計画に基づく情報基盤整備を行い、情報サービスの一元化を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生等の安全確保

- ① 防犯警備のための巡回の徹底を図り、照明設備の設置等の防犯体制を充実させるとともに、全学的・総合的な危機管理体制を確立する。
- ② 危険薬品類の取扱いや、有害廃液処理等の管理に係る規則・マニュアルにより定期点検を実施する。

- ③ 有害廃液処理・実験等に使用する化学薬品の管理、日常の心構え等について教育・研修を行い、安全対策の徹底を図る。

労働安全衛生法等をふまえた安全管理・事故防止

- ④ 教職員の健康、安全を図るため、安全衛生管理体制を恒常的に見直す。
- ⑤ 事故発生時の初動対応マニュアルに基づいて研修・訓練を行う。また、実効性のある新たなマニュアルを刊行・配布する。
- ⑥ 「薬品管理システム」の円滑な運用を図りとともに、実験に使用する薬品の購入管理、使用管理、廃液処理までの総合的な管理システムを構築する。

「東海地震」を想定した防災体制の確立

- ⑦ 新入生セミナー及び学際科目において、学生に対する地震・防災教育の充実を図る。
- ⑧ 緊急時に対応可能な学内防災組織体制の一層の連携強化を図る。
- ⑨ 携帯電話等を利用した学生・教職員等の安否確認システムを稼働させる。
- ⑩ 防災総合センターを中心に、地域住民との防災ネットワーク及びしずおか防災コンソーシアム等、地方自治体との連携の充実を図る。
- ⑪ 防災総合センターを中心に、学生防災ボランティアの養成・支援を行う。
- ⑫ 地震発生時の初動体制を確立するため、有効で実用的な防災トレーニングを実施するとともに、教職員、学生への一層の周知徹底を図る。
- ⑬ 大学キャンパスが地震の際の避難地としての機能を果たすために、避難場所、防災倉庫を整備し、食糧等の備蓄を進める。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

（別紙）

VII 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額
28億円
- ・想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

IX 剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位:百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
（駿府町他（附中））耐震対策事業	総額 1,037	施設整備費補助金 (983)
（城北）工学部1号館改修 小規模改修		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (54)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることも有り得る。

2 人事に関する計画

○ 教員人事について

(1) 雇用方針

- ・任期制・公募制の積極的活用により、教育・研究等それぞれの分野にふさわしい人材を任用するとともに教員の流動性を高める。
- ・女性教員、外国人及び障害者の採用を積極的に進め、多様な教員構成を図る。

(2) 人事評価システムの整備

- ・教育・研究、地域連携、国際連携、管理運営への貢献などを評価し、待遇に反映させるシステムの構築に向け検討を進める。

○ 事務系職員について

(1) 雇用方針

- ・東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とし、専門性の高い職種については、大学独自の柔軟な採用を行う。

(2) 人事育成方針

- ・業務に即した知識を深め、具体的な課題に対応しうる判断力、行動力を身につけることができるよう、能力開発プログラムを組み入れた研修を実施する。
- ・採用時研修等の充実を図るとともに、国内外の民間企業、大学等への派遣研修の検討を行う。
- ・職務内容の特性に応じて、研修の実施や在任期間の長期化により、専門能力を高める。

(3) 人事交流

- ・組織の活性化を図るため、関係機関との人事交流を継続する。

○ 人件費について

人事管理計画の策定等を通じて、概ね1%の人件費を削減する。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 1,135人
また、任期付職員数の見込みを58人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み 11,360百万円(退職手当は除く)
(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額9,953百万円)

(別紙)

○ 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,129
施設整備費補助金	983
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	140
国立大学財務・経営センター施設費交付金	54
自己収入	6,167
授業料、入学金及び検定料収入	6,048
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	119
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,098
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	1,595
計	21,166
支出	
業務費	13,750
教育研究経費	13,750
診療経費	0
一般管理費	4,141
施設整備費	1,037
船舶建造費	0
補助金等	140
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,098
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	21,166

[人件費の見積り]

期間中総額 11,360 百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 9,953 百万円)

※「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額 9,675 百万円、前年度よりの繰越額のうち、使用見込額 454 百万円。

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 5,872 万円。

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,902
經常費用	18,902
業務費	17,730
教育研究経費	3,010
診療経費	0
受託研究経費等	1,500
役員人件費	270
教員人件費	9,646
職員人件費	3,304
一般管理費	590
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	582
臨時損失	0
収益の部	18,511
經常収益	18,511
運営費交付金収益	9,965
授業料収益	4,791
入学金収益	775
検定料収益	172
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,603
補助金等収益	126
寄附金収益	319
財務収益	0
雑益	281
資産見返運営費交付金等戻入	214
資産見返補助金等戻入	8
資産見返寄附金戻入	210
資産見返物品受贈額戻入	47
臨時収益	0
純利益	△391
目的積立金取崩益	391
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,863
業務活動による支出	18,261
投資活動による支出	2,905
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1,697
資金収入	22,863
業務活動による収入	18,080
運営費交付金による収入	9,675
授業料、入学金及び検定料による収入	6,048
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,603
補助金等収入	140
寄附金収入	495
その他の収入	119
投資活動による収入	1,037
施設費による収入	1,037
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,746

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

(別表)

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

学部

学部名	学科(課程)	学生収容定員	備 考
人文学部	(昼間コース)		
	社会学科	300	
	言語文化学科	300	
	法学科	330	3年次編入学収容定員10名を含む
	経済学科	720	
	小計	1,650	
	(夜間主コース)		
	法学科	130	3年次編入学収容定員10名を含む
	経済学科	160	
	小計	290	
	計	1,940	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,080	うち教員養成に係る定員1,080人 平成21年度改訂
	生涯教育課程	200	〃
	総合科学教育課程	165	〃
	芸術文化課程	155	〃
	計	1,600	
情報学部	情報科学科	400	
	情報社会学科	400	
	計	800	
理学部	数学科	140	
	物理学科	180	
	化学科	180	
	生物科学科	180	平成18年度新設
	地球科学科	180	〃
	計	860	
工学部	機械工学科	600	
	電気電子工学科	600	平成18年度名称変更(電気・電子工学科→電気電子工学科)
	物質工学科	580	
	システム工学科	360	
	計	2,140	
農学部	共生バイオサイエンス学科	240	平成18年度新設
	応用生物化学科	200	平成18年度改訂
	環境森林科学科	160	平成18年度新設
	計	620	3年次編入学収容定員20名を含む

大学院

研究科名	専攻等	学生収容定員	内 訳	備 考
人文社会科学 研究科	臨床人間科学	22	うち修士課程 22 人	
	比較地域文化	20	うち修士課程 20 人	
	経済	20	うち修士課程 20 人	
	計	62	うち修士課程 62 人	
教育学研究科	学校教育研究	52	うち修士課程 52 人	平成 21 年度新設
	学校教育	20	うち修士課程 20 人	平成 21 年度改訂
	国語教育	7	うち修士課程 7 人	〃
	社会科教育	6	うち修士課程 6 人	〃
	数学教育	4	うち修士課程 4 人	〃
	理科教育	6	うち修士課程 6 人	〃
	音楽教育	4	うち修士課程 4 人	〃
	美術教育	5	うち修士課程 5 人	〃
	保健体育	6	うち修士課程 6 人	〃
	技術教育	5	うち修士課程 5 人	〃
	家政教育	4	うち修士課程 4 人	〃
	英語教育	5	うち修士課程 5 人	〃
	計	124	うち修士課程 124 人	
情報学研究科	情報学	100	うち修士課程 100 人	
	計	100	うち修士課程 100 人	
理学研究科	数学	24	うち修士課程 24 人	
	物理学	28	うち修士課程 28 人	
	化学	36	うち修士課程 36 人	
	生物科学	26	うち修士課程 26 人	
	地球科学	26	うち修士課程 26 人	
	計	140	うち修士課程 140 人	
工学研究科	機械工学	140	うち修士課程 140 人	
	電気電子工学	140	うち修士課程 140 人	
	物質工学	130	うち修士課程 130 人	
	システム工学	74	うち修士課程 74 人	
	事業開発マネジメント	40	うち修士課程 40 人	
	計	524	うち修士課程 524 人	
農学研究科	共生バイオサイエンス	68	うち修士課程 68 人	平成 20 年度新設
	応用生物化学	70	うち修士課程 70 人	平成 20 年度改訂
	環境森林科学	36	うち修士課程 36 人	平成 20 年度新設
	計	174	うち修士課程 174 人	
自然科学系教育部	ナノビジョン工学	39	うち博士課程 39 人	
	光・ナノ物質機能	36	うち博士課程 36 人	
	情報科学	30	うち博士課程 30 人	
	環境・エネルギーシステム	21	うち博士課程 21 人	
	バイオサイエンス	24	うち博士課程 24 人	
	計	150	うち博士課程 150 人	
法務研究科	法務	90	うち専門職学位課程 90 人	
	計	90	うち専門職学位課程 90 人	
教育学研究科	教育実践高度化	20	うち専門職学位課程 20 人	平成 21 年度新設
	計	20	うち専門職学位課程 20 人	

附属学校

区 分		収容定員	学級数	備 考
教育学部附属静岡小学校		720	18	平成 19 年度複式学級廃止
教育学部附属浜松小学校		480	12	
教育学部附属静岡中学校		480	12	
教育学部附属浜松中学校		360	9	
教育学部附属島田中学校		360	9	
教育学部附属幼稚園	2 年保育	100		
	3 年保育	60		
	計	160	3 歳 1、4 歳 2、5 歳 2=5	
教育学部附属特別支援学校	高等部(本科)	24	3	平成 19 年度学校名変更(附属養護学校→附属特別支援学校)
	中学部	18	3	
	小学部	18	3	
	計	60	9	